

障がいのある人を とりまく状況

私たちは、誰もが人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利である**人権**を生まれながらにして持っています。それは、性別や年齢、国籍などの違いにかかわらず保障されています。障がいのある・なしも関係ありません。

しかし、私たちの身の回りで、障がいのある人が、物理的に移動できない、受けられるはずのサービスが受けられないなど、さまざまな不便を感じていることはないでしょうか。

例えばこんなことが…

- 車いすで進めない段差がある
- 歩道・駅のホームにある点字ブロックが荷物や自転車等でふさがれている
- 点字や音声の案内がない
- 補助犬同伴の入店を断られる
- 障がいがあっても働ける職場環境ではない

etc.

「障がい」を理解しよう

「障がい」についての理解や配慮の不足から生じる誤解や偏見のために、障がいのある人の自立や社会参加が阻まれています。まず、私たち一人一人が「障がい」について理解することが必要です。

そもそも「障がい」とは何でしょうか。かつては、障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける制限は、心身機能の障がいのみに起因すると考えられていました。しかし現在では、心身機能の障がいと社会におけるさまざまな障壁があいまって、そのような制限が生じると考えられています。

例えば段差があるため車いす利用者が入れない状況を考えてみましょう。この場合、スロープを渡せば「障がい」はなくなります。「障がい」は社会の側が作っていたのです。この考え方を「**障害の社会モデル**」といいます。

① 障がいは特別ではない

病気やけが、加齢などで障がいのある人となる可能性は誰にでもあります。高齢になると、程度の差はあっても、体の機能が低下し何らかの生活上の支障が出てくるものです。誰にとっても、障がいとは身近なものであり、決して他人事ではないのです。